

募集要項(1次募集分)に関するQ&A (H23.12.2)

施設種別	質問内容	回 答
1 共通	1次募集分と2次募集分での複数応募は可能か。	重複は1次募集のNo.①～⑥において制限しているものですので、1次募集と2次募集への重複応募は可能です。
2 共通	既存施設の整備状況一覧はあるが、本募集内容による地域制限等はあるか。	1次募集施設については、地域制限は設けていません。
3 共通	複合的なサービス提供を検討しているが、2つの応募のうち1つが選定され、もう一方が不選定となった場合、選定された事業の取り下げは可能か。	1次募集分の施設を母体とし、その併設施設として2次募集分に応募する場合は、1次募集分の選定で候補者として決定(H24.1.20予定)されてから応募してください。 また、2次募集施設の不選定を理由に、選定された1次募集分を取り下げることとはできませんので、1次募集に応募する場合は、その施設単体でも事業を行うことができる場合のみ応募してください。
4 共通	施設整備費補助について、資金計画上、補助金がある場合と無い場合の2つの案を提示しなければならないか。	資金計画は平成23年度と同額の補助があるものとして作成して差し支えありません。但し、補助が不交付等となった場合の代替措置を(様式3)資金計画書2(2)の財源内訳備考欄に記入してください。
5 共通	新規法人の場合の申請住所及び代表者名の記載方法について、また、役員名簿は理事と評議員全員の予定が必要か。	新規法人の場合の申請住所は、市からの通知文書を発送する際の送付先となりますので、郵便物が到達し得る住所を記入してください。 代表者名は、代表者就任予定者名を記入してください。 役員名簿は、営利法人にあっては取締役・会計参与・監査役の各就任予定者を、また、社会福祉法人等にあっては理事・評議員・監事の各就任予定者を記載してください。
6 共通	開所予定を「平成26年度中」のような標記とすることは可能か。	事業計画の日程上の現実性を判断する材料として、工程表によるある程度具体的な日程を求めていますので、開所予定日は最低でも年月までの記載をお願いします。
7 共通	提出図面はカラーとしたいが、よろしいか。	差し支えありません。

募集要項(1次募集分)に関するQ&A (H23.12.2)

施設種別	質問内容	回 答
8 共通	提出後の図面の修正は可能か。	受付期間経過後の資料追加提出, 修正等は受け付けません。なお受理後, 受付期間内であってもやむを得ない事情が無い場合は同様に受け付けません。
9 共通	借地予定であるため口頭での承諾は得ているが, 承認後の契約でいいか。	事業の実現性を確認するためのものであり, 事業予定地が確実に確保されていることが必要のため, 口頭承諾だけではなく, 事業者として選定された場合に承諾する旨の同意書などが必要です。
10 共通	(様式4)土地・建物に係る関係部署との協議状況調書は, 農振法にかからない場合は不用でいいか。	(様式4)は建設予定地の概要を示すものでもあるため, 提出は必須となります。ただし, 関係各部署との協議状況欄は, 該当しない部署について, 空欄, 又は”非該当”と記載して下さい。
11 共通	運営形態の制限はあるか(土地・建物自社購入または, 地主の土地に地主に建物を建ててもらい, 事業者がそれを借り上げて運営するサブリース方式等)。	土地所有者・建築主と事業主(運営主体)が異なる計画は可能です。この場合, 建設費に係る補助金については対象外となります。
12 共通	無指定区域での建設運営も可能か。	事業の確実性を確認(審査)する上で, 都市計画区域外(所謂無指定区域)や市街化調整区域での計画は, 都市計画法, 建築基準法など他法令の許可等の見込みがあることが必須条件となります。また, (様式2)事業計画書 項目13「事業予定地の選定理由」欄に市街化区域を選定しなかった理由について記入をお願いします。
13 共通	様式2)事業計画書の項目No17、18について、具体的にどの様なことを記入すればいいのか。	項目17には近隣住民への事業説明内容・日程等を記入することになりますが, これから説明会を開催する場合はその予定を記入してください。また, 項目18には地域の住民やボランティア団体, 利用者家族との連携及び交流の方法や, 地域住民等との協力体制の構築方法などを記入してください。

募集要項(1次募集分)に関するQ&A (H23.12.2)

	施設種別	質問内容	回 答
14	共通	協力医療機関までの距離に、例えば「〇km以内」などのような明確な規定はあるのか。また、その医療機関は必ず入院設備があることが条件となっているのか。	協力医療機関までの距離については、明確な規定は設けていませんが、計画施設から近距離にあることが望ましいとされており。また、協力医療機関の入院設備については、特別養護老人ホームに限り必須要件となります。
15	共通	面接審査に審査員は何人出席するのか。	面接審査は、3名の審査員が出席し行います。
16	共通	日程の中の面接審査(プレゼンテーションおよびヒヤリング)のプレゼンテーションはどのような形式で行うのでしょうか。また、何分ぐらい与えられるのでしょうか。	面接審査は、はじめに応募者からプレゼンテーションを行っていただき、その後審査員がヒヤリングを行う形式とします。プレゼンテーション及びヒヤリングの時間については、それぞれ5～10分程度を予定しておりますが、応募者数により変動が生じますので、正確な持ち時間等は面接日程の通知をする際にお知らせします。
17	共通	プレゼンテーションにパワーポイントを使用したいが可能か。	スクリーンやプロジェクターの使用はご遠慮下さい。なお、パワーポイントを使用して作成した帳票類などを、プレゼンテーション時に配布することは差し支えありません。
18	共通	圏域ごとの人口等の資料は提供して貰えないか。	圏域毎の人口や高齢者人口等について資料が必要な方は、介護高齢福祉課へ電子メールによりご請求下さい。 Eメールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp
19	共通	①当法人ではAプランとBプランを考えているが、どちらのプランがより評価が高いか。 ②この図面の○階部分のユニットは基準を満たしているか。 ③人員配置計画はこの案で基準を満たしているか。 など	左記のような個別の計画内容に関する質問については、審査の公平性を保つため、回答できません。

募集要項(1次募集分)に関するQ&A (H23.12.2)

	施設種別	質問内容	回答
20	特別養護老人ホーム	募集No.③, ④, ⑤を併設する計画で応募することは可能か。	1次募集のNo.①～⑥については、重複して応募することはできません。
21	特別養護老人ホーム	募集No.①の定員30人の募集に対し、定員40人の増床として応募できるか。	介護保険事業計画では、各施設の整備定員数を定めることにより給付費や保険料を算定しており、定員数の増加は想定した給付費を上回ることになるため、各募集No.の定員数に合わせた計画を作成し応募してください。
22	特別養護老人ホーム	募集No.②, ③について開設時期を繰り上げることは可能か。	介護保険事業計画では、各施設の整備時期を定めることにより給付費や保険料を算定しており、開設時期を繰り上げることは想定した給付費を上回ることになるため、不可とします。
23	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの1ユニット(10人)と併設ショートステイの個室ユニット(10人)を、一体管理として運営できるか。	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第121条第4項の規程による人員配置及び、124条第4項の規程による設備基準を満たす場合、運営が可能です。
24	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの1ユニットの定員は10人以上とすることはできるか。	ユニットの定員は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」第35条4項に基づき、原則として10人を上限とします。
25	特別養護老人ホーム	募集No.①にはショートステイの計画が無いが、独自に整備する場合、計画に入れることは可能か。	独自整備は可能としますが、建設費に係る補助については対象外となります。
26	特別養護老人ホーム	併設サービスがある場合、(様式8)収支見込書には併設サービスを含めた収支合計額を記入すればよいか。 もし、併設サービスの収支も合計して記入する場合、2次募集のサービスについても同様に作成するのか。	併設サービスの種類によります。 特別養護老人ホームにショートステイを併設する計画の場合は、合計金額を記入してください。 また、2次募集サービスを含むその他のサービスを併設として計画している場合は、本体のみの収支を記入してください。

募集要項(1次募集分)に関するQ&A (H23.12.2)

	施設種別	質問内容	回答
27	特別養護老人ホーム	(様式3)資金計画書について、併設施設が2以上ある場合、例えば特養にデイサービスとショートステイ及び2次募集の小規模多機能型居宅介護を併設する場合、該当の欄を追加して記入すればよいか。	併設サービスの種類によります。 募集No.②, ③の特別養護老人ホームにショートステイを併設する場合以外は、本体施設のための資金計画を記入してください。 なお、2次募集施設の不選定を理由に、選定された1次募集分を取り下げることができませんので、1次募集に応募する場合は、その施設単体でも事業を行うことができる場合のみ応募してください。
28	特別養護老人ホーム	2次募集の小規模多機能型居宅介護や認知症対応型デイサービスについて併設を考えている場合、併設を考慮せずに資金計画を考えたほうがよいか。またその場合施設面積割合等については本体施設とみなして計上すればよいか。	1次募集施設のみで資金計画を記入してください。また、施設面積は本体施設とみなします。
29	特定施設	今回の特定施設は外部サービス利用型か。	包括型、及び、外部サービス利用型のどちらの計画も可とします。
30	特定施設	特定施設と併設で診療所、訪問看護ステーション、訪問リハビリなどを考えているが資産、図面、事業計画、収支見込は各事業所分が必要か。	特定施設以外の併設施設については、事業計画等の提出は必要ありません。 但し、有料老人ホームなど、母体となる施設を新たに建設しその一部を特定施設とする計画の場合は、その実現性を評価するため、各種様式の提出をお願いします。
31	特定施設	特定施設と併設の複合施設の従事者は兼務が可能か。	併設の施設やサービス内容により人員基準が異なるため、一概に可能不可能と回答することができません。 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の各サービス毎の人員に関する基準をご参照下さい。
32	グループホーム	新規1ユニットの補助基準額はいくらか。	平成24年度以降の補助基準額は現段階では確定していません。 参考までに平成23年度のグループホームに係る補助基準額は、1ユニット型・2ユニット型に拘らず1施設あたり3,000万円となっていますが、募集要項にも記載してあるとおり今回の選定をもって、補助金交付対象とすることを保証するものではありません。

募集要項(1次募集分)に関するQ&A (H23.12.2)

	施設種別	質問内容	回 答
33	グループホーム	グループホーム(2ユニット)に応募しようと計画しているが、補助金が3000万頂けるといふ計算で、事業計画を作成していいか。	回答4と同じ
34	グループホーム	建築主と事業主が異なる計画は可能か。またその場合、建設費補助の対象となるか。	建築主(所有者)と事業主(運営主体)が異なる計画は可能です。この場合、建設費に係る補助金については対象外となります。
35	グループホーム	既存建築物を改造しグループホームとする場合、建設費補助対象となるか。	建物の所有者と事業主(運営主体)が同一であれば、補助対象となります。